

上市町告示第 93 号

上市町骨粗鬆症ゼロ事業の実施に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 12 日

上市町長 中 川 行 孝

上市町骨粗鬆症ゼロ事業の実施に関する要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 医歯薬連携により行う骨密度検査の受診の勧奨（第 4 条－第 6 条）

第 3 章 骨密度検査の誕生月ワンコイン検診事業（第 7 条－第 27 条）

第 4 章 健診センターにおける骨密度検査の受診の勧奨（第 28 条－第 30 条）

第 5 章 病院ライトアップ事業（第 31 条－第 34 条）

第 6 章 雑則（第 35 条－第 40 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、骨粗鬆症に罹患する可能性が高くなる年代の町民の骨粗鬆症に起因する骨折を予防することにより将来に要介護状態になることへの防止を図り、もって町民の生活の質の維持に資することを目的とする骨粗鬆症ゼロ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨密度検査 骨を構成しているカルシウム等の量を測定し、骨の強度を調べる検査であって、全身用骨密度測定器を用いて行うもの（医療保険の適用に係るものを除く。）をいう。
- (2) フラックス 世界保健機関の国際共同研究グループが作成したプログラムで、40 歳以上の者を対象として骨粗鬆症による骨折が向こう 10 年のうちに発生する確率を計算するものをいう。

（内容）

第 3 条 骨粗鬆症ゼロ事業は、骨粗鬆症の性質及び骨粗鬆症に起因する骨折の予防方法を認識する機会を町民に与える事業で次に掲げるものの総称とする。

- (1) 医歯薬連携（医科、歯科及び薬科の連携をいう。以下同じ。）により行う骨密度検査の受診の勧奨
- (2) 骨密度検査の誕生日ワンコイン検診事業
- (3) かみいち総合病院（以下「病院」という。）の健診センター（以下「健診センター」という。）における骨密度検査の受診の勧奨
- (4) 病院ライトアップ事業

第2章 医歯薬連携により行う骨密度検査の受診の勧奨

（趣旨）

第4条 この章は、医歯薬連携により行う骨密度検査の受診の勧奨に係る事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第5条 この章において「かみいちモデル構想」とは、骨粗鬆症の予防又は治療に使用する骨吸収抑制薬のリスクを減らすため、病院と中新川郡内の歯科医院が連携し、骨粗鬆症の治療等に係るほぼ全ての症例に対して、あらかじめ歯科スクリーニング及びそれに伴う治療を実施するものをいう。

（事業の内容）

第6条 本事業の内容は、かみいちモデル構想の医科歯科連携を医歯薬連携に拡大し、次に掲げる事項について連携薬局（当該医歯薬連携により連携した薬局をいう。以下同じ。）に協力を依頼するものとする。

- (1) 連携薬局における薬待ちの時間帯に患者等にフラックスの実施を勧奨すること。
- (2) 前号のフラックスの結果、将来に骨折の危険があると判定された者に病院その他医療機関における骨密度検査の受診を勧奨すること。

第3章 骨密度検査の誕生日ワンコイン検診事業

（趣旨）

第7条 この章は、骨密度検査の誕生日ワンコイン検診事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第8条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誕生日 誕生日が属する月をいう。
- (2) スマホ役場 町ライン公式アカウントと友だち登録することにより、スマートフォン上で町の行政手続等を行うことができるサービスをいう。

（事業の内容）

第9条 本事業の内容は、骨密度検査の受診優待券（以下「優待券」という。）の有効期間（第16条に定める期間をいう。以下同じ。）内に、病院における骨密度検査を低廉な料金で対象者（次条に定める本事業の対象者をいう。以下同じ。）に受診させる

ことができるものとする。

(対象者)

第 10 条 対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 当該年度のその者の誕生月において町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 次に掲げる性別の区分に応じ、それぞれに定める年齢の要件に該当する者であること。

ア 男性 当該年度において 60 歳から 70 歳までの年齢に達する者であること。

イ 女性 当該年度において 40 歳から 70 歳までの年齢に達する者であること。

- (3) 骨粗鬆症の治療を受けていないこと。
- (4) 過去に本事業を利用して骨密度検査を受けていないこと。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、町長は、その者の誕生月が 2 月又は 3 月である場合は、1 月を誕生月とみなして同項の規定を適用することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、骨密度検査の予約のキャンセル（第 20 条の規定によるものを除く。）を繰り返したもののその他の本事業の円滑な運営の支障になると健診センター長が認める者は、対象者から除くものとする。

(本事業を利用する者の義務)

第 11 条 本事業を利用して骨密度検査を受けようとする者は、この要綱の規定を遵守するほか、検査着への着替え、検査室への移動その他の本事業を円滑に遂行するために職員が行う指示に従わなければならない。

(事業の形態)

第 12 条 本事業は、次に掲げる事項を福祉課が病院に委託することにより行う。

- (1) 優待券の発行及び送付
 - (2) 対象者に対する骨密度検査の実施及び結果の伝達又は送付
- (情報の提供)

第 13 条 福祉課長は、当該年度の 4 月（令和 7 年度にあつては、10 月）から 3 月までの各月 1 日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下これらの日を「休日等」という。）であるときは、その日後の直近の休日等でない日）頃に、その月の前月の末日において町の住民基本台帳に記録されている情報（別表第 1 の情報提供月の欄に掲げる月の区分に応じそれぞれ同表の優待券作成対象誕生月の欄に定める月が誕生月である者であつて第 10 条第 1 項第 2 号に定める要件を満たすものに係る情報のうち、本事業の遂行に必要な範囲のものに限る。）を病院に提供するものとする。

(優待券の発行及び送付)

第 14 条 病院の事務局長（以下「事務局長」という。）は、前条の規定により町の住民基本台帳に記録されている情報の提供を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「優待券対象者」という。）を抽出する。

- (1) 病院で骨粗鬆症の治療を受けていないこと。
- (2) 第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる要件
- 2 事務局長は、前項の規定により優待券対象者を抽出したときは、速やかに、当該優待券対象者（当該年度において既に優待券を発行した者を除く。）に対し、優待券を発行し、これを送付する。
- 3 優待券には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 本事業の概要を確認すること。
 - (2) 優待券番号
 - (3) 骨密度検査の受診期限
 - (4) 本事業を利用する場合は、第 10 条第 1 項第 3 号に定める要件に該当する必要があること。
- 4 優待券は、当該年度において、各優待券対象者につき 1 回に限り発行し、再発行は行わない。
(優待券の形態)

第 15 条 優待券は、はがきで作成する。

(優待券の有効期間及び使用可能回数)

第 16 条 優待券は、その発行日から、別表第 1 の優待券作成月及び優待券作成対象誕生月の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の骨密度検査の受診期限の欄に定める日まで有効とし、1 回に限り使用することができる。

(第 14 条第 2 項の規定により優待券が発行されなかった者の取扱い)

第 17 条 健診センターの受付職員（以下「受付職員」という。）は、第 14 条第 2 項の規定により優待券が発行されなかった者から優待券の発行の依頼があった場合において、本人確認等により対象者に該当することを確認したときは、優待券を発行することができる。

- 2 前項に規定する本人確認等は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 氏名及び生年月日（必要がある場合は、氏名、生年月日及び住所）を本人に確認した上で、福祉課の担当職員に町の住民基本台帳の記録の有無を確認させること。
 - (2) 第 10 条第 1 項第 3 号に定める要件に該当するかどうか本人に確認すること。
 - (3) 第 10 条第 1 項第 4 号に定める要件に該当するかどうか病院の記録を確認すること。

- 3 前条の規定にかかわらず、第 1 項の規定により発行した優待券の有効期間は、その発行日から、第 14 条第 2 項の規定により当該優待券を発行したと仮定した場合の前条に規定する受診期限の日（優待券を 3 月に発行する場合は、当該 3 月末日）までとする。

(受診負担金の額)

第 18 条 本事業を利用する場合における対象者が負担すべき骨密度検査の受診負担金

の額は、500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 2 前項に規定する金額は、かみいち総合病院使用料及び手数料に関する条例（昭和 37 年上市町条例第 27 号）第 5 条第 2 号に規定する場合における同条の規定による使用料及び手数料の減額後の金額として取り扱うものとする。

（受診の予約）

第 19 条 骨密度検査の受診は、予約制とする。

- 2 骨密度検査の予約枠及びその受入人数は、各日（休日等及び健診センター長が指定する日を除く。）につき、別表第 2 に定めるとおりとする。
- 3 骨密度検査の予約は、スマホ役場の利用により、受診希望日の前日までに行わなければならない。
- 4 骨密度検査の予約をしようとする者は、同時に複数の日時を予約してはならない。

（予約のキャンセル）

第 20 条 骨密度検査の予約をキャンセルしようとする者は、予約日の 3 日前までに、スマホ役場の利用によりその手続をしなければならない。ただし、災害、事故、病気その他のやむを得ない事由によるときは、この限りでない。

（予約の取消し）

第 21 条 受付職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、骨密度検査の予約を取り消すことができる。

- (1) 予約情報が病院で管理する対象者に係る情報と一致しない場合
 - (2) 同時に複数の日時の予約がされた場合
 - (3) 優待券の有効期間外における受診が予約された場合
 - (4) 予約をした者が骨密度検査の受診の受付時間に受付をせず、その予約枠の時間内に骨密度検査を実施することが難しいと認められるとき。
 - (5) 予約の際に確認した情報に虚偽があることが明らかになった場合
 - (6) 問診の回答により骨密度検査を受けることが適当でないと認められる場合
 - (7) 前 6 号に定めるもののほか、特別な事由があると健診センター長が認める場合
- 2 受付職員は、前項の規定により予約を取り消したときは、その予約をした者に対し、その旨及び理由を通知しなければならない。

（予約状況の管理及び提供）

第 22 条 受付職員は、骨密度検査の予約状況を管理しなければならない。

- 2 受付職員は、骨密度検査を実施する各日において、あらかじめ当該日の骨密度検査の予約情報を放射線技術科に提供しなければならない。

（問診）

第 23 条 本事業を利用して骨密度検査を受けようとする者は、あらかじめ院長が定めた問診に回答しなければならない。

（受診の受付）

第 24 条 骨密度検査の受診の受付時間は、別表第 2 の予約枠の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の受付時間の欄に定める時間とする。

2 受付職員は、骨密度検査の受診の受付を行う場合は、その者に優待券を提出させ、予約情報と照合することにより、これを行うものとする。

3 前項の場合において、優待券を持参しなかった者があったときは、受付職員は、本人確認によりその者が予約した者であるかどうか確認するものとする。この場合において、当該者が予約した者であると確認したときは、当該者が優待券を提出したものとみなして前項の規定を適用することができる。

4 前項に規定する本人確認は、運転免許証その他の本人を確認することができるものを提示させ、氏名、生年月日等を確認することにより行う。

(料金の精算)

第 25 条 骨密度検査の料金の精算は、当該骨密度検査の受診日に、健診センターにおいて現金で行う。

(検査結果等の伝達又は送付)

第 26 条 職員（当番表に基づきこの項に定める業務に従事する職員（医療従事者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）は、本事業を利用して骨密度検査を受診した者があったときは、その受診日に、骨密度検査の結果をその者に伝達するものとする。この場合において、必要に応じ、病院外来における受診又は骨密度検査の定期的な受診の勧奨及び生活習慣等の指導を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により前項に定める業務に職員が従事することができないときは、受付職員は、骨密度検査の結果をその者に郵送するものとする。この場合において、骨密度検査の結果の数値の見方を記載した書類のほか、必要に応じ、骨密度検査の定期的な受診の勧奨、病院外来における受診の勧奨等に係る書類を併せて送付するものとする。

(実施報告)

第 27 条 事務局長は、各月における本事業の実施が完了したときは、遅滞なく、その旨及び実施した本事業の内容を記載した書類をもって福祉課長に報告しなければならない。この場合において、当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 当該月において優待券を郵送した件数

(2) 当該月において本事業を利用して骨密度検査を受けた者の人数

2 福祉課長は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項その他の本事業の実施に関する事項に係る電磁的記録の提供を事務局長に求めることができる。

(1) 前項第 2 号に規定する者の氏名、住所及び生年月日

(2) 前号に規定する者の骨密度検査の結果

(3) 前 2 号に定めるもののほか、本事業の実施に関する事項で福祉課長が必要と認め

るもの

- 3 事務局長は、前項の規定により電磁的記録の提供の求めがあったときは、これを提供しなければならない。

第4章 健診センターにおける骨密度検査の受診の勧奨

(趣旨)

- 第28条 この章は、健診センターにおける骨密度検査の受診の勧奨に係る事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

- 第29条 本事業は、健診センターにおいて次に掲げる事項を行うことにより、来院者に対し、骨密度検査の受診を勧奨するものとする。

(1) フラックスの実施を勧奨するリーフレット及びタブレット端末の設置

(2) 骨粗鬆症ゼロ事業の実施を広報する動画の放送

(骨密度検査の受診の申込みがあった場合の対応)

- 第30条 受付職員は、健診センターにおいて来院者から骨密度検査の受診の申込みがあったときは、対象者又は対象者と見込まれる者に該当するかどうか確認するものとする。

- 2 前項の場合において、対象者又は対象者と見込まれる者に該当することを確認したときは、受付職員は、骨密度検査の誕生月ワンコイン検診事業の内容を説明し、前章に定める手続を案内するものとする。

第5章 病院ライトアップ事業

(趣旨)

- 第31条 この章は、病院ライトアップ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

- 第32条 本事業は、世界骨粗鬆症デー（10月20日）の属する月において、病院の建物を青色でライトアップすることにより、外部に対し、骨粗鬆症ゼロ事業を実施している旨を広報するものとする。

(ライトアップ時間)

- 第33条 ライトアップは、各日の17時から24時までの間で町長が定める時間に行う。

(配慮事項)

- 第34条 ライトアップは、病院の建物の西側で行うものとする。

- 2 ライトアップは、病院の入院患者の就寝の妨げにならないよう配慮しなければならない。

第6章 雑則

(広報)

- 第35条 第5章に定めるもののほか、骨粗鬆症ゼロ事業の広報は、次に掲げる方法に

より行う。

- (1) 町広報への掲載
- (2) 病院ホームページへの掲載
- (3) 報道機関への発表
- (4) ユーチューブ等への動画の掲載
- (5) その他町長が必要と認める方法

2 病院ホームページには、骨密度検査の誕生月ワンコイン検診事業（以下この項において「事業」という。）に関する事項で次に掲げるものを掲載しなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の内容
- (3) 事業を利用する場合の手続
- (4) 骨粗鬆症の予防対策
- (5) 事業に係る質疑応答
- (6) 問合せ先
(問合せ対応)

第 36 条 骨粗鬆症ゼロ事業に対する町民からの問合せは、電子メールによるものに限る。この場合において、当該問合せ先のメールアドレスは、院長が別に定める。

(目標の設定)

第 37 条 院長は、骨粗鬆症ゼロ事業の実施に当たり、各年度における目標を定めるものとする。

(事業効果の検証)

第 38 条 院長は、骨粗鬆症ゼロ事業の実施を開始した年度以降、当該年度の目標の達成状況を確認し、骨粗鬆症ゼロ事業の効果を検証するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、骨粗鬆症ゼロ事業の内容を再検討しなければならない。

(事業継続の検討)

第 39 条 町長は、骨粗鬆症ゼロ事業の効果を考慮した上で、令和 10 年度前期に骨粗鬆症ゼロ事業の継続について検討する。

(その他)

第 40 条 この要綱に定めるもののほか、骨粗鬆症ゼロ事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 章及び第 4 章の規定並びに第 35 条（同条第 1 項第 4 号に掲げる方法に係るものに限る。） 町長が告示で定める日
- (2) 第 35 条（同条第 1 項第 4 号に掲げる方法に係るものを除く。） 公表の日

別表第 1（第 13 条、第 16 条関係）

情報提供月 優待券作成月	優待券作成対象誕生月	骨密度検査の受診期限
4 月	4 月	当該年度の 6 月末日
5 月	4 月	当該年度の 6 月末日
	5 月	当該年度の 7 月末日
6 月	5 月	当該年度の 7 月末日
	6 月	当該年度の 8 月末日
7 月	6 月	当該年度の 8 月末日
	7 月	当該年度の 9 月末日
8 月	7 月	当該年度の 9 月末日
	8 月	当該年度の 10 月末日
9 月	8 月	当該年度の 10 月末日
	9 月	当該年度の 11 月末日
10 月	9 月	当該年度の 11 月末日
	10 月	当該年度の 12 月末日
11 月	10 月	当該年度の 12 月末日
	11 月	当該年度の 1 月末日
12 月	11 月	当該年度の 1 月末日
	12 月	当該年度の 2 月末日
1 月	12 月	当該年度の 2 月末日
	1 月	当該年度の 3 月末日
	2 月	当該年度の 3 月末日
	3 月	当該年度の 3 月末日
2 月	1 月	当該年度の 3 月末日
3 月	2 月	当該年度の 3 月末日

備考 この表の規定にかかわらず、令和 7 年度 10 月に優待券を作成する場合における優待券作成対象誕生月は 10 月に限るものとし、優待券有効期限は同年度の 12 月末日とする。

別表第 2（第 19 条、第 24 条関係）

予約枠	受付時間	受入人数
14 時から 14 時 20 分まで	13 時 50 分	1 人
14 時 20 分から 14 時 40 分まで	14 時 10 分	1 人
14 時 40 分から 15 時まで	14 時 30 分	1 人
15 時から 15 時 20 分まで	14 時 50 分	1 人
15 時 20 分から 15 時 40 分まで	15 時 10 分	1 人
15 時 40 分から 16 時まで	15 時 30 分	1 人